

子ども政策の充実を求める意見書

少子化が深刻な我が国において、子どもたちの健やかな成長・発達を力強くサポートしていくことの重要性はかつてなく高まっており、国、都道府県、市区町村が強力に連携して取り組むべき課題である。

本市においては、「こども最優先のまち」「こども輝くまち」を掲げ、産前からの切れ目ない子ども・子育て支援を進める専門部を設置する中で、昨年度には、「子ども未来応援条例」を策定し、子育てに加え子育てを応援する子ども政策に全力で取り組んでいる。

地方行政の現場では、住民から子ども・子育てに関する妊娠、出産、保育、教育、医療、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談が日々寄せられている中で適切に対処すべく、国や県と連携しつつ尽力しているが、国において子ども・子育てに関する一元的な窓口ができることで、迅速かつ適切な対応が図れることとなる。また、必要な施策を進める上で、財政的な支援の拡充も必要である。

よって、国においては、子ども政策の充実を図るため、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 子ども・子育てに関する施策の一元的な窓口となる機関を設置すること。
- 2 子ども政策の充実に向け、自治体間での格差が生じないように、国が主導して国・県・市の連携体制を構築すること。
- 3 地方自治体の子ども政策を充実させるため、財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月23日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
文部科学大臣 厚生労働大臣 内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（少子化対策）